明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二六二～二六九）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二七〇、二七一）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二七二～二七四）　三

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十六事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・独立行政法人国立印刷局）、平成二十六年度地方職員共済組合決算の要旨、東日本高速道路株式会社工事一部完了・料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六〇
会社その他
会社決算公告　七三

省令

○厚生労働省令第百三十号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。